

【法的措置関係参考法令等】

一	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）	1
二	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）	7
三	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	9
四	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	31
五	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）	75
六	専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）	83
七	専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）	89
八	学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）	91
九	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）	95
十	法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項	97

※ 出典（七及び十を除く。）法務省大臣官房編「現行日本法規」（株式会社ぎょうせい）

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)

平成 十四年 六月二十七日法律第六号

同 二四六 八月三日同 第五四号

〔法律〕

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律をここに定める。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条

第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他必要な事項を定めることにより、高

等の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成に図り、もって司法制度を支える人材体制の充実強化に資することを目的とする。

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、國の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律をここに定める。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律))

の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多數の法曹が求められることにかんがみ、國の機関、大學その他の法曹の養成に關係する機關の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法昭和二十一年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものとし、以下同じ。において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創立をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む)次条第三項において同じ)並びに法律に関する実務の基礎的要素を涵養するための論理的かつ体系的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了者の認定を行うこと。

二 司法試験において、修了者の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行ふこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての認定の下に、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な意見を述べることができる。

四 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に資料の提出を求めるものとする。

五 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

六 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に資料の提出を求めるものとする。

七 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

八 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に資料の提出を求めるものとする。

九 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十一 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十二 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十三 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十四 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十五 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十六 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十七 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十八 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

十九 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十一 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十二 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十三 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十四 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十五 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十六 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十七 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十八 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

二十九 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十一 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十二 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十三 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十四 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十五 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十六 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十七 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十八 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

三十九 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

四十 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

四十一 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

四十二 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学の運営に關する命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。